

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第10号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和47年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の項の次に次のように加える。

令第7条第6号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		

別表中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に改め、「自動車駐車場」の次に「（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）」を加え、「第7条第8号」を「第7条第9号」に、「第7条第9号」を「第7条第10号」に、「第7条第10号及び第11号」を「第7条第11号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。